

付 議 第 13 号

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会公印規程（平成 15 年 3 月高知県教育委員会訓令第 3 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
各教育機関

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会公印規程（平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、教育委員会委員長印、教育委員会委員長職務代理者印」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

公印の種類	ひな形	寸歩(mm)	書体	公印管理者	用途
教育委員会印	(1)	方29	てん書	教育政策課長	一般公文書
〃	(2)	方15	〃	〃	登録証等の刷り込み用
専用教育委員会印	(3)	方35	〃	〃	辞令書及び辞令書の刷り込み用
〃	(4)	方45	〃	〃	教育職員免許状の刷り込み用
教育長印	(5)	方29	〃	〃	一般公文書
専用教育長印	(6)	方15	〃	高等学校課長	納入通知書、督促状、返納通知書等の刷り込み用
〃	〃	方30	〃	〃	高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書等の刷り込み用
〃	〃	〃	〃	スポーツ健康教育課長	許可等
教育長職務代理者印	(7)	方29	〃	教育政策課長	一般公文書
課長印	(8)	方27	〃	各課長	〃
教育事務所長印	(9)	〃	〃	各教育事務所長	〃
青少年センター所長印	(10)	方21	〃	青少年センター所長	〃
教育機関の長印	(11)	方27	〃	各教育機関の長	〃
県立学校の校長職務代理者印	(12)	〃	〃	各県立の学校長	〃
分校専用の県立学校長印	(13)	〃	〃	各県立学校の分校長	〃
県立学校印	(14)	方45	〃	各県立の学校長	卒業証書の刷り込み用等

契印	(15)	長29 短13	〃	各課長 各教育事務所長 青少年センター所長 各教育機関の長	一般公文書
〃	(16)	長27 短21	〃	教育政策課長	身分証明書
出納員印	(17) (18) (19) (20)	方21	〃	高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第4条第3項に規定する出納員	送金支払通知書等の出納事務
知事印	(21)	方27	〃	教育政策課長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務に係る一般公文書
〃	(22)	方15	〃	〃	地方自治法第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務に係る納入通知書、返納通知書、免状等

備考 「ひな形」欄の番号は、別表第2における番号とする。

別表第2 (第2条関係)

(1)(2)

高 知 県
教 育 委
員 会 印

(3)

辞 令 書
高 知 県 教 育
委 員 会 印
専 用

(4)

教 育 職 員
高 知 県 教 育
委 員 会 印
免 許 状 専 用

(5)

高 知 県
教 育
長 印

(6)

○ ○
高 知 県 教 育 長 印
専 用

(7)

高 知 県
教 育 長
職 務 代
理 者 印

(8)

高 知 県 教
育 委 員 会 事
務 局 ○ ○ 課
長 印

(9)

高 知 県
○ ○ 教
育 事 務
所 長 印

(10)

高 知 県 立 青
少 年 セ ン タ
一 所 長 印

(11)

高 知 県 (立)
○ ○
長 印

(12)

高 知 県 立
○ ○ 学 校 校 長
職 務 代 理 者 印

(13)

高 知 県 立
○ ○
学 校 長 印
○ ○ 分 校 専 用

(14)

高 知 県 立
○ ○
学 校 印

(15)

契 印 又 は
高 知 県 契 印

(16)

高 知 県 印
(シールプレス)

(17)

高 知 県 ○ ○
教 育 事 務 所
出 納 員 印

(18)

高 知 県 立 青
少 年 セ ン タ
一 出 納 員 印

(19)

高 知 県
○ ○
出 納 員 印

(20)

高 知 県 立
○ ○ 学 校
出 納 員 印

(21) (22)

高	知	県
知	事	印

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令議案説明

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれること等に伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の主な内容

- (1) 教育委員会委員長印及び教育委員会委員長職務代理者印を削除する。
- (2) 教育長が教育委員会の補助機関でなくなり、教育長に知事の事務を補助執行させることができなくなったため、教育次長に補助執行させることに伴い、知事印の用途について、教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務用に改める。
- (3) 公印取扱者及び公印の使用に関する規定について、高知県公印規程の規定に合わせるため、文言の整理を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

対 照 表
新 旧
高知県教育委員会公印規程 (抜粋)

本則
(公印の公告)
第7条 教育政策課長は、教育委員会印、専用教育委員会印、教育委員会印、教育長印、教育長職務代理者印又は知事印を新調し、又は改刻したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
(1)～(4) 略

本則
(公印の公告)
第7条 教育政策課長は、教育委員会印、専用教育委員会印、教育委員会印、教育長印、教育長職務代理者印又は知事印を新調し、又は改刻したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
(1)～(4) 略

別表第1(第2条関係)

公印の種類	ひな形	寸法(㎜)	書体	公印管理者	用途
教育委員会印	(1)	方 29	て ん 書	教育政策課長	一般公文書
"	(2)	方 15	"	"	登録証等の刷り込み用
専用教育委員会印	(3)	方 35	"	"	辞令書及び辞令書の刷り込み用
"	(4)	方 45	"	"	教育職員免許状の刷り込み用

別表第1(第2条関係)

公印の種類	ひな形	寸法(㎜)	書体	公印管理者	用途
教育委員会印	(1)	方 29	て ん 書	教育政策課長	一般公文書用
教育委員会印	(2)	方 15	"	"	登録証等の刷り込み用
専用教育委員会印	(3)	方 35	"	"	辞令書及び辞令書の刷り込み用
専用教育委員会印	(4)	方 45	"	"	教育職員免許状刷り込み用
教育委員会	(5)	方	"	"	一般公文書用

教育長印	(5)	方 29	"	一般公文書
専任教 育長印	(6)	方 15	"	納入通知書、督促状、返納 書等の刷り込み用
"	"	方 30	"	高知県高等学校等奨学金貸 与決定通知書の刷り込み用
"	"	"	"	許可等
教育長 職務代 理者印	(7)	方 29	"	一般公文書
課長印	(8)	方 27	"	"
教育事 務所長 印	(9)	"	"	"
青少年 センタ ー所長 印	(10)	方 21	"	"
教育機 関の長 印	(11)	方 27	"	"

会委員長 印	27			
教育委員 会委員長 職務代理 者印	(6)	方 27	"	"
教育長印	(7)	方 29	"	"
専任教 育長印	(8)	方 15	"	納入通知書、督促状、返納 通知書の刷り込み用
		方 30	"	高知県高等学校等奨学金貸 与決定通知書の刷り込み 用
		方 30	"	許可等用
教育長職 務代理者 印	(9)	方 29	"	スポーツ健康教育課 長
課長印	(10)	方 27	"	各課長
教育事 務所長 印	(11)	方 27	"	各教育事務所長
青少年セ ンター所 長印	(12)	方 21	"	青少年センター所長
教育機 関の長 印	(13)	方 27	"	各教育機関の長

印									
県立学校の校長職務代理者印	(1) 2)	"	各県立の学校長	"					
分校専用立学校長印	(1) 3)	"	各県立学校の分校長	"					
県立学校印	(1) 4)	方 45	各県立の学校長	"					
契印	(1) 5)	長 29 短 13	各課長 各教育事務所長 青少年センター所長 各教育機関の長	"					
"	(1) 6)	長 27 短 21	教育政策課長	"					
出納員印	(1) 7) (1) 8) (1) 9) (2) 0)	方 21	高知県会計規則 (平成 4 年高知県規則第 2 号) 第 4 条第 3 項に規定する出納員	"					
知事印	(2)	方	教育政策課長	"					地方自治法 (昭和 22 年法律第 67

県立学校の校長職務代理者印	(1) 4)	方 27	各県立の学校長	"					
分校専用立学校長印	(1) 5)	方 27	各県立学校の分校長	"					
県立学校印	(1) 6)	方 45	各県立の学校長	"					
契印	(1) 7)	長 29 短 13	各課長 各教育事務所長 青少年センター所長 各教育機関の長	"					
契印	(1) 8)	長 27 短 21	教育政策課長	"					
出納員印	(1) 9) (2) 0) (2) 1) (2) 2)	方 21	高知県会計規則 (平成 4 年高知県規則第 2 号) 第 4 条第 3 項に規定する出納員	"					
知事印	(2)	方	教育政策課長	"					地方自治法 (昭和 22 年法律

1)	27		号)第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務に係る一般公文書
"	(2) 2)	方 15	地方自治法第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務に係る納入通知書、返納通知書、免状等

備考 「ひな形」欄の番号は、別表第2における番号とする。

3)	27		第67号)第180条の2の規定に基づき、知事が教育長に補助執行させた事務用
知事印	(2) 4)	方 15	前項に掲げる事務に関する納入通知書、返納通知書、免状等

